

松阪市人権施策行動計画

2025(令和7)年3月

松 阪 市

目 次

	ページ
I 基本的な考え方	1
1 行動計画策定の目的	
2 行動計画の期間	
3 計画の位置づけ及び他計画との関連	
4 行動計画の体系	
II 施策の取り組み	2
1 人権尊重のまちづくり実現のための施策	
(1)人間尊重のまちづくり	
(2)希望と誇りあふれるまちづくり	
2 人権意識の高揚を図るための施策	4
(1)あらゆる場における人権教育・啓発の推進	
(2)人権教育に取り組む指導者の養成	
(3)人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実	
3 人権擁護・救済のための施策	7
(1)相談体制の充実	
(2)人権擁護・救済システムの充実	
4 多文化共生社会の実現やバリアフリーのまちづくり	12
(1)多文化共生社会の実現のための施策	
(2)バリアフリーのまちづくり	
5 市民が自ら進んでの人権のまちづくり	15
(1)市民参加・参画のまちづくり	
(2)市民の主体的な人権教育に関する活動の推進	
6 人権課題解決のための基本施策	17
○部落差別(同和問題)	17
○女性の人権(ジェンダー平等)	19
○子どもの人権	23
○高齢者の人権	29
○障がいのある人の人権	33
○外国人住民の人権	37
○アイヌの人々の人権	40
○インターネット・SNSによる人権侵害	41
○労働者の人権	43
○性の多様性	45
○自死(自殺)をめぐる人権問題	46
○様々な人権問題	47
III 計画の推進	50
1 推進体制	
2 計画の進捗管理	

松阪市人権施策行動計画

I 基本的な考え方

1 行動計画策定の目的

「松阪市人権施策行動計画」(以下「行動計画」という。)は、2006(平成18)年に制定した「松阪市人権のまちづくり条例」に基づき、2024(令和6)年4月に改定した「松阪市人権施策基本方針(第三次改定)」を多様な主体で推進していくため、策定します。

2 行動計画の期間

2025(令和7)年度から2029(令和11)年度まで 5か年

3 計画の位置づけ及び他計画との関連

この行動計画は、松阪市人権のまちづくり条例第6条の規定により策定するとともに、三重県が策定した「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」との整合を図ります。

それとともに「松阪市総合計画」を上位計画とし、「松阪市男女共同参画プラン」「松阪市地域福祉計画」「松阪市障がい者計画」「松阪市高齢者保健福祉計画」「松阪市自死対策推進計画」など関連計画等と整合性を図り、関連計画等の構成事業であって人権施策の推進の点から特に必要な取り組み事業については、行動計画に位置づけます。

4 行動計画の体系

松阪市人権施策基本方針は、人権施策を6つの施策分野に体系づけて推進するものとしています。

※基本方針体系

- ①人権尊重のまちづくり実現のための施策
- ②人権意識の高揚を図るための施策
- ③人権擁護・救済のための施策
- ④多文化共生社会の実現やバリアフリーのまちづくり
- ⑤市民が自ら進んでの人権のまちづくり
- ⑥人権課題解決のための基本施策(専門分野11項目、さまざまな人権問題)

このことから、行動計画策定においては、基本方針の6つの施策ごとに具体的な取り組みを事業別に位置づけ、推進していきます。

Ⅱ 施策の取り組み

1 人権尊重のまちづくり実現のための施策

【施 策】

(1) 人間尊重のまちづくり

「人間が尊重されるまち」とは、松阪で住み、働き、学び、活動する全ての人たちが個人として尊重され、市民一人ひとりが互いに認め合い、受入れ、共に生きるまちであり、差別・不公正がなく、社会参加しようとする際に排除されず、安心して暮らすことができる心豊かで生きがいのあるまちです。

その実現のために、社会的に不利な立場にある人の人権は侵害されやすいという現実を踏まえ、常に人権侵害を被っている人々の視点に立ち、あらゆる差別を主体的になくしていこうと行動する人間の育成をめざすという「松阪市人権のまちづくり条例」の基本的な理念の具体化を図っていきます。

(2) 希望と誇りあふれるまちづくり

一人ひとりが人権を尊び、障がい者、高齢者、女性、子ども、外国人住民への差別や部落差別など、あらゆる差別をなくすための行動を促すとともに、すべての人々が希望と誇りをもって社会に参加できる地域社会の実現するまちづくりをめざします。

そのためには、様々な教育や啓発の機会をはじめ、多様な市の人権施策の推進に、当事者としての誇りと自覚をもって活動している人々との出会いを位置づけます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
人権啓発事業	市民への人権意識を高め、法令等の理解を深めるためのさまざまな啓発行動を行います。	人権全般に関することや個人人権課題などさまざまな人権問題を市の広報等に掲載し、広く市民啓発を実施します。また、毎年6月の人権啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて、関係機関や関係団体と連携し、街頭啓発や講演会、映画会などを実施します。	人権・多様性社会課
男女共同参画行政推進事業	男女の社会参画の促進及び機会づくりを提供するため、市民参画を支援します。また、各種事業を実施し、市民啓発を図ります。	毎年、男女共同参画松阪フォーラム実行委員会主催による男女共同参画松阪フォーラムを開催、男女共同参画週間時の街頭啓発、さ・し・す・せセミナーや連携映画祭の開催、情報紙「ひまわり」の発行を実施します。	人権・多様性社会課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
人権教育ネットワーク推進事業	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の連携のもとに実践研究を公開、交流するとともに学校と地域で連携した取組を行い、各中学校区における人権教育の推進を図ります。	各中学校区で組織する人権教育推進協議会等や教職員で組織される松阪市人権教育研究会に委託し、中学校区を単位とした人権教育の推進やネットワークの充実を図るため、中学校区人権フォーラムや人権講演会等を実施します。	学校支援課

2 人権意識の高揚を図るための施策

【施 策】

(1)あらゆる場における人権教育・啓発の推進

- 従来の知識取得型学習から人権問題に関する知識が態度・行動に結びつくような体験的・実践的・参加型学習を行い、人材育成などへの取組の転換を図ります。
- 学校・園においては、「松阪市人権教育基本方針」に沿って、全ての教育活動を通して、人権尊重の精神に貫かれた人間の育成をめざします。
- 保育園等においては、「松阪市人権保育基本方針」(2021(令和3)年3月改正)の具体化を図っていきます。
- 人権保育・教育関係者や団体等と連携し、保育園・幼稚園・認定こども園・学校・行政・地域が一体となった組織的・計画的な取組を行うとともに、行政職員などに対する人権教育・啓発を国・県とともに連携を保ちながら充実していきます。
- 隣保館においては、福祉の向上や住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティセンターとしての役割や、地域における人権啓発の拠点施設としての役割を果たしていきます。

(2)人権教育に取り組む指導者の養成

- 人権教育・啓発を広く市民に広げ、効果的に行っていくため、市民の学習活動のリーダーとして活動する指導者の養成を行います。
- 職員研修(会計年度任用職員を含む)の充実を図るとともに、市の外郭団体の職員に対する研修を行っていきます。

(3)人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実

- 自主的、主体的な活動を促す環境を整備し、必要に応じて人権教育についての知識、手法や講師の派遣や教材作成についての情報などが適切に提供できるよう、人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実を図っていきます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
市職員人権問題研修事業	人権問題への関心をより高めるとともに、体系的な学習が推進できるように、松阪市職員人材育成基本方針の改訂にあわせ、従来の市職員人権研修計画を人材育成実施計画と統合します。	松阪市職員人材育成基本方針の改訂にあわせ、従来の市職員人権研修計画を人材育成実施計画と統合することで、効率的かつ効果的な職員研修体系の構築を図ります。	職員課
職場人権研修推進事業	それぞれの職場において計画的かつ主体的な人権研修を実施することで、職場の人権意識の向上を図ります。	「職場人権研修の進め方」に基づき、職場人権研修を推進します。また、職場内での人権啓発を推進するため、人権啓発推進員に対する研修を実施します。	職員課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
人権啓発事業 (再掲)	市民へ人権意識を高め、法令等の理解を深めるためのさまざまな啓発行動を行います。 また、市職員や事業所、市民を対象に地域の人権教育リーダーとなる人材の養成を図ります。	人権全般に関することや個人人権課題などさまざまな人権問題を市の広報等に掲載し広く市民啓発を実施します。また、毎年6月の人権啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて、関係機関や関係団体と連携し、街頭啓発や講演会、映画会などを実施します。また、障がい者、女性、子ども、高齢者、部落差別(同和問題)など身近な問題について講座を開催し、地域や職場等におけるリーダーの養成を図ります。	人権・多様性 社会課
男女共同参画行政推進事業 (再掲)	男女の社会参画の促進及び機会づくりを提供するため、市民参画を支援します。また、各種事業を実施し、市民啓発を図ります。	毎年、男女共同参画松阪フォーラム実行委員会主催による男女共同参画松阪フォーラムを開催、男女共同参画週間時の街頭啓発、さ・し・す・せセミナーや連携映画祭の開催、情報紙「ひまわり」の発行を実施します。	人権・多様性 社会課
隣保館事業	人権問題への正しい理解と認識を深めるために各種事業を推進していきます。	講演会、学習会等を開催し、住民の人権意識の高揚に努めます。また、啓発・広報活動として、「隣保館だより」の配布を実施します。	第一隣保館 第二隣保館 中原文化センター
広域隣保活動事業	人権問題への正しい理解と認識を深めるために各種事業を推進していきます。	集会所を拠点に、講演会、学習会等を開催し、人権意識高揚に努めます。	第一隣保館
人権保育推進事業	それぞれの保育園等での保育の課題を明らかにして、人権保育を推進するための保育の充実を図ります。また職員研修や保護者に対する啓発活動、各関係機関等との連携を深めていきます。	松阪市人権保育基本方針に基づき「人権を大切にする心を育てる保育」「生きる力の基盤を育成する」ことを大切にしながら人権保育行動計画を作成し、日々の保育の見直しを図ります。 また保育士等に対する人権研修を年1回以上開催し、保護者に対する啓発活動や各関係機関等との連携を進めていきます。	こども未来課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
企業人権啓発事業	企業内における人権や男女共同参画についての理解と認識を深めるため、啓発活動を実施します。	人権や男女共同参画に関する研修会の開催、啓発冊子等の配布を市内企業に対し実施します。また、公正採用選考人権啓発チラシを商工会議所会報等に折り込みます。	商工政策課
人権教育ネットワーク推進事業 (再掲)	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の連携のもとに実践研究を公開、交流するとともに学校と地域で連携した取組を行い、各中学校区における人権教育の推進を図ります。	各中学校区で組織する人権教育推進協議会等や教職員で組織される松阪市人権教育研究会に委託し、中学校区を単位とした人権教育の推進やネットワークの充実を図るため、中学校区人権フォーラムや人権講演会等を実施します。	学校支援課
広報松阪発行事業	市民の人権意識の高揚を図るため、広報まつさかを通じて人権啓発を行います。また、人権講演会や講座などの開催について掲載します。	人権啓発強調月間中の活動や人権文化フェスティバルなどのイベント内容を随時広報まつさかに掲載し、人権啓発及び情報の提供を実施します。	広報広聴課
行政情報番組制作事業	市民の人権意識の高揚を図るため、行政チャンネルを活用し、市民へ広報・啓発を行います。	人権啓発強調月間の取り組みなどを随時行政情報番組を通じて市民に周知します。	広報広聴課

3 人権擁護・救済のための施策

【施 策】

(1)相談体制の充実

- 人権侵害に対する救済を可能にする相談機能・支援機能の充実、強化を図っていきます。
- 各種の公的な相談機関が行っている人権擁護に関する支援活動情報について広報等を活用して効果的に提供し、様々な人権問題の相談窓口を明確にしていきます。
- 人権擁護のために法的な解決方法も含め、行政の果たす役割として、気軽に相談できる体制づくりや各種相談機関の連携強化のため、相談担当者の資質の向上のための実践的研修や相談内容の把握・分析、問題の共有化及び新たな施策へつなげる仕組みづくりを進めます。
- 当事者の立場に立って個別の人権課題に対応でき、身近に相談が可能となるカウンセラーや市民ボランティア等の養成・配置を検討していきます。

(2)人権擁護・救済システムの充実

- 人権侵害が起こった場合の対応や救済のあり方についての研究を行うとともに、真に実効性のある人権救済のための法律や制度の確立を国に求めています。
- 人権侵害への対応については、人権侵害の事実確認を行い、国(法務局)・県などの関係機関や関係団体等と連携・協働し、その対応を行うとともに、気軽に人権相談ができる体制の充実に取り組みます。また、身元調査による人権侵害に対応するために、本人通知制度の導入を国・県・他市の動向をみながら検討します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
人権啓発事業 (再掲)	人権侵害を受けたとされる人の人権の回復を図るため、弁護士による人権相談を行います。 また、人権に関わる相談窓口として、関係機関と連携し、人権相談を実施します。	気軽に相談できるように女性弁護士による人権相談や、法務局と連携した人権擁護委員による人権相談を実施します。	人権・多様性社会課
隣保館事業 (再掲)	生活・健康等相談体制の充実に努めます。	恒常的に生活相談、健康相談を実施します。また、専門性の高い相談は、専門員を配置し、法律相談、就職相談を実施します。	第一隣保館 第二隣保館 中原文化センター
広域隣保活動事業 (再掲)	小学校区や中学校区を単位として、人権啓発活動の支援を行います。	集会所を拠点に、関係機関と連携を取りながら、人権啓発活動の支援を行います。	第一隣保館
生活困窮者自立相談支援事業	経済的な困りごとや社会的孤立などの相談に支援員が寄り添い型の支援を行います。	自立支援機関が関係機関と連携し継続的な相談支援を実施し、生活困窮者の早期把握や見守りのネットワークを構築します。	保護自立支援課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
障がい者ケア事業	身体障がい者や知的障がい者等、又はその家族からの相談に応じて必要な助言・指導及び支援を行います。	障がい者又は、その家族等が相談員として、身体障がい者や知的障がい者等の生活面での不安を解消するため、更生援護に関して、本人や家族等に対する相談・助言の支援を実施します。	障がい福祉課
地域活動相談支援事業	障がい者が地域で自立した生活をするための相談と活動の支援を行います。	障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者(児)及び保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための必要な援助等総合的な相談支援を実施します。	障がい福祉課
家庭児童相談事業	家庭における児童の養育にかかる諸問題、身体上・精神上的の障がい、しつけ、非行、虐待などの相談を行い、関係機関との連携を図ります。	家庭における諸問題を抱える市民の方の相談に相談員が応じます。また、相談内容によっては、より専門的な機関につなげていきます。	こども家庭センター
要保護児童対策事業費	児童虐待・DV等に関し、適切な対応をするため、保健、医療、福祉、教育、地域関係機関・団体で構成するネットワークの強化を図ります。また児童虐待防止のために、啓発活動に取り組みます。	各関係機関をはじめ、地域等からの通告により、児童虐待等の早期発見・対応を図ります。松阪市児童支援連絡協議会(M. CAP)の代表者会議、事務局会議を適宜開催して、ネットワークの強化を図ります。また11月の児童虐待防止推進月間を中心にポスターやパンフレット等を掲示・配布し、啓発活動に取り組みます。	こども家庭センター
地域子育て支援拠点事業	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談業務を行います。	市内の子育て支援センターにおいて、遊びの場を提供するとともに、子育ての悩みについて、保育士が相談に応じます。	こども未来課
女性保護事業	保護が必要な女性の早期発見並びに一般女性の福祉増進及び配偶者等からの暴力の防止等を図り、関係機関と連携し、保護や自立支援を行います。	DV被害を受けた女性をはじめ、保護や支援の必要な女性の相談に応じます。また、相談員のスキルアップを図るため、各種研修会に参加します。	こども家庭センター

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
子育て支援ショートステイ事業	緊急一時的に保護を必要とする場合等に、当該児童等を一時的に養育委託又は保護委託し、当該児童及びその家族の福祉の向上を図ります。	児童養護施設や母子生活支援施設と契約し、緊急一時的に保護が必要となった児童や家族の支援を実施します。	こども家庭センター
母子生活支援施設入所事業	保護者が配偶者のいない女性又はこれに準ずる事情にある女性であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護を行います。	DV被害を受けるなど保護の必要な母子を県内外の母子生活支援施設で保護します。また適切な対応を図るため、相談員や職員が研修会等に参加し、スキルアップを図ります。	こども家庭センター
母子保健事業	母子保健法等に基づく母子健康管理と子育て支援事業を備えた子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠・出産・子育てに関するニーズを把握し、情報提供と相談支援します。また、地域の関係機関とのコーディネートを行います。	妊娠届け出の面接時、各母子健康相談や健康教育を通じて、相談しやすい環境をつくり、支援を必要とする場合は、支援プランの構築を行い、「松阪版ネウボラ」として途切れない支援を実施します。	こども家庭センター
高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク事業	高齢者や要介護者、障がい者の尊厳を守り、高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関がネットワークを構築し、高齢者・障がい者虐待の予防・早期発見・早期対応・再発予防に取り組んでいきます。	ネットワークを強化し、早期に発見し、迅速かつ適切な支援につなげていきます。松阪市高齢者虐待・対応マニュアル等に基づいた適切な支援ができるよう、研修体制を強化し、地域包括支援センターや関係機関に周知をしていきます。	高齢者支援課 障がい福祉課
地域包括支援センター事業	包括的支援業務と呼ばれる基本4業務（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント業務）を一体的に行います。関係機関との連携を図り、地域包括ケアの中核機関として役割を担います。	地域の高齢者やその家族の介護に関する悩みや相談に対応します。また、虐待を早期に発見したり消費者被害などに対応します。高齢者の心身の状態にあわせた介護予防教室を実施したり、暮らしやすい地域にするために様々な機関とのネットワークづくりを進めます。	高齢者支援課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
認知症総合支援事業	地域において認知症の本人と家族を支えるために、認知症の対応を行うマンパワーや拠点などの地域資源をネットワーク化し、相互に連携をしながら有効な支援体制を構築します。	認知症予防教室を開催し、啓発及び予防に努めます。専門家による物忘れ相談会の開催や認知症初期集中支援チームによる相談・訪問により、医療と連携し早期対応・支援を行います。地域では、地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員を中心に、認知症サポーターの養成、高齢者見守り声掛け訓練を行い地域の見守り体制を構築していきます。また、認知症の人やその家族を含めた地域全体での支え合う仕組みである「チームオレンジ」を構築し、認知症の人や家族の支援体制を整備していきます。 徘徊SOSネットワークまつさかの稼働により行方不明高齢者の早期発見・保護に努めます。	高齢者支援課
成年後見制度利用支援事業	認知症高齢者・障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための成年後見制度の周知・啓発を行い、低所得の高齢者・障がい者には、成年後見制度の市長申し立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。	地域包括支援センター等との連携により、パンフレット等を利用し、市民への制度の啓発をしていきます。また、身寄りのない方には、市長申し立てを進めて行きます。	高齢者支援課 障がい福祉課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
不登校・いじめ等対策事業	いじめや暴力行為等の問題行動については、児童生徒の実態を適切に把握しながら、未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、不登校については、誰もが安心してすごせる学級、学校づくりを進め、関係機関と連携しながら一人ひとりに応じた多様な学びへの支援を適切に行っていくことが求められています。 そのため、学校や地域の実態に応じて、すべての児童生徒の学びを保証するための支援体制や相談体制の充実を図るとともに、教職員の資質向上をめざした取組を推進します。	さまざまな課題を抱える児童生徒の相談に対応したり、支援を行ったりする支援員を各中学校(区)に配置し、学校等と連携して支援会議を定期的開催することで、アセスメントに基づいた適切な支援や、あらゆる状況にある児童生徒の多様な学びを支える支援体制の充実に努めます。学級満足度尺度調査(Q-U)の検査結果を、校内研修会や学年会等で情報交換し、児童生徒の理解に活用することで、課題の早期発見・早期対応に努めます。	学校支援課
教育相談事業	幼児児童生徒の生活、いじめ、不登校、問題行動等について、子どもや保護者・教職員への教育相談、専門家によるカウンセリング相談を行います。	幼児児童生徒・保護者や教職員等の教育関係者に対して、電話による相談や予約による面接相談、第1,3土曜については休日教育相談を実施します。 臨床心理士、公認心理師によるカウンセラー相談(月15回)を実施し、より困難な課題についてカウンセリングを実施します。また、子どもに対して、プレイセラピーや箱庭療法等の心理療法を、教職員等の関係者に対して、コンサルテーションを実施します。	子ども支援研究センター

4 多文化共生社会の実現やバリアフリーのまちづくり

【施 策】

(1)多文化共生社会の実現のための施策

○お互いの歴史、文化、習慣の違いを理解しあいながら、自分を肯定的に認め、自信をもって価値ある存在であると思える気持ちをはぐくんでいくための教育・啓発活動を行います。

(2)バリアフリーのまちづくり

○ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、公共交通機関、公共施設などだけではなく、移動を円滑にしているため、道路、駐車場等のバリアフリー化に取り組みます。

○手話、点字等による意思疎通支援の充実や情報通信機器の活用などの「情報のバリアフリー」の推進を図るための要員の養成・研修の支援を行います。

○高齢者、障がい者、外国人住民などへの偏見や差別などの「意識のバリア」や「制度のバリア」を取り除くために、人権啓発・教育を推進していきます。

○住民が地域社会、家庭、学校で「共に生き」、「共に働き」、「共に学ぶ」経験を共有し、人と人との関係に存在する「バリア」を取り除くための人権に関する相談などを進めていく支援を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
ホームページ管理運営事業	外国人住民に情報格差を生じさせないよう、外国人住民が使いやすい、分かりやすいホームページを作成します。また、行政情報を多言語化して配信します。	全ページを英語、中国語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語に自動翻訳できるサービスを利用し、日本語と同様の情報発信を実施します。また、10言語に対応できるシステムを導入し、広報まつさかを配信します。	広報広聴課
多文化共生推進事業	外国人住民と日本人が異なる文化や習慣を理解し、互いに協力し合い、差別のない多文化がいきいきと共生する松阪市をめざし、交流イベントや講演会、研修会などを行います。	交流イベントの開催や外国にルーツのある中高生の活動等を支援します。	人権・多様性社会課 学校支援課
生活オリエンテーション事業	外国人住民に対し、母語等により、生活全般にわたる総合窓口・相談・調整機能や市役所での通訳並びに庁内文書の翻訳を行います。	市役所1階にポルトガル語・フィリピン語通訳を配置し、外国人住民からの各種相談等の通訳を行なうとともに、市役所庁内の文書の翻訳を実施します。	人権・多様性社会課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
外国語翻訳業務等事業	外国人児童の入園に伴い、児童及び保護者との通訳や保育園だより等の翻訳、電話等による相談を行います。	ポルトガル語、フィリピン語等の通訳を拠点園に配置し、外国人児童や保護者等の相談に応じます。また、各保育園の要請により通訳を派遣します。	こども未来課
地域国際化推進事業	外国人住民及び、地域の多文化共生に関連する団体・個人と連携を図り、地域国際化の発展・充実に努めます。	外国人住民及び多文化共生に関わる団体・個人との意見交換会等を開催します。 また松阪国際交流協会等の交流団体の活動を支援します。	人権・多様性社会課
外国人児童生徒受入促進事業	松阪市全域における外国人児童生徒の学校全体での受入体制の整備を行います。 また、外国人児童生徒の小・中学校への初期適応支援や日本語学習支援及び教育上の多様な課題に取り組めます。	外国人児童生徒の在籍の多い小中学校を指定し、大学等関係機関と連携して、教育実践について協議・交流します。また、指定校における取組の全市的な共有化を図ります。 外国人児童生徒が在籍する小中学校へ母語スタッフを派遣し、適応支援及び日本語学習や教科学習の支援を行うとともに、保護者への連絡・相談等の支援を行います。 初期適応支援教室「いっば」を開設し、来日する児童生徒に対して、日本の学校生活への適応支援及び初期の日本語学習を行います。 就学前支援教室「ふたば」を開設し、来年度小学校に入学する外国につながる幼児とその保護者を対象に、小学校生活への適応支援と情報提供を行います。 進路ガイダンスを開催し、進路保障に取り組めます。 就学実態調査を行い、不就学児の把握や義務教育未修了者の教育権の保障に努めます。 外国人児童生徒及び保護者の相談窓口としてサポートデスクを開設し、相談や保護者連絡文書の翻訳を実施します。	子ども支援研究センター

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
ホームページ管理運営事業 (再掲)	視覚に障がいのある人や高齢者、外国人住民に情報格差を生じさせないよう、誰でも使いやすく、分かりやすいホームページを作成します。	全ページを英語、中国語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語に自動翻訳できるサービスを利用し、日本語と同様の情報発信を実施します。また、10言語に対応できるシステムを導入し、広報まつさを配信します。	広報広聴課
意思疎通支援事業	聴覚障がい者等が他人との意思疎通を図るための支援を行います。	市に登録された手話通訳者、要約筆記者等を通じた言葉のコミュニケーション支援を推進します。また、手話通訳者の確保につなげるため手話奉仕員養成講座等を実施します。	障がい福祉課
手話普及啓発事業	手話は言語であるという認識のもと、手話の理解と啓発を推進します。	手話普及啓発イベントや手話講座等を実施します。	障がい福祉課
隣保館事業 (再掲)	地域住民の自立支援を高めるため、各種事業を実施し、福祉の向上に努めます。	地域住民の福祉の向上と自立支援を図るため、年間を通して高齢者福祉・介護・健康等の各種講座や地域でのふれあい活動を実施していきます。	第一隣保館 第二隣保館 中原文化センター
市営住宅管理運営事業	高齢者や身体障がい者が安全に生活できるよう配慮した住宅を提供します。	部屋内の段差の解消、手すりや非常用ブザーの設置された住宅を提供します。	住宅課
バリアフリー事業	すべての人が自由に移動し、安全で快適に暮らせるように、ユニバーサルデザインに基づいた公共施設のバリアフリー化を推進します。	道路、公園や公共施設におけるトイレ、スロープ、駐車場などバリアフリー化の整備を進めます。	関係部局

5 市民が自ら進んでの人権のまちづくり

【施 策】

(1) 市民参加・参画のまちづくり

(2) 市民の主体的な人権教育に関する活動の促進地域福祉の推進

- 多様な文化や価値観を大切にしよう豊かな人権文化を創造するために、市民の間で活動しているNP
○法人等の民間団体と連携・協働を図ります。
- 「差別をなくす松阪市民の会」の活動については、あらゆる差別の解消を市民全体の課題として、「差別を見抜き」、「差別を許さない」、「差別をなくしていく」真に民主的な松阪市をつくるため、活動の一層の充実と組織の改革を行っていきます。
- 小学校区や中学校区等を単位として、人権啓発活動の支援を行っていきます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
人権啓発事業 (再掲)	市民へ人権意識を高め、法令等の理解を深めるためのさまざまな啓発行動を行います。 また、市職員や事業所、市民を対象に地域の人権教育リーダーとなる人材の養成を図ります。	人権全般に関することや個別人権課題などさまざまな人権問題を市の広報等に掲載し広く市民啓発を実施します。また、毎年6月の人権啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて、関係機関や関係団体と連携し、街頭啓発や講演会、映画会などを実施します。また、障がい者、女性、子ども、高齢者、部落差別(同和問題)など身近な問題について講座を開催し、地域や職場等におけるリーダーの養成を図ります。	人権・多様性 社会課
男女共同参画 行政推進事業 (再掲)	男女の社会参画の促進及び機会づくりを提供するため、市民参画を支援します。また、各種事業を実施し、市民啓発を図ります。	毎年、男女共同参画松阪フォーラム実行委員会主催による男女共同参画松阪フォーラムを開催、男女共同参画週間時の街頭啓発、さ・し・す・せセミナーや連携映画祭の開催、情報紙「ひまわり」の発行を実施します。	人権・多様性 社会課
松阪市地域福祉計画の推進	個別の課題や地域における課題をより身近な場所で相談ができ、専門職が連携して支援する体制を整え、重層的支援の様々な事業を一体的に実施します。	福祉まるごと相談室を中心とし、健康と福祉の主要な機関が集まり、担当する地域の個別課題・地域課題について共有を図り、連携する為、地域まるごとサポートチームを結成し、課題解決に向けて協議します。	健康福祉総 務課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
広域隣保活動事業	人権問題への正しい理解と認識を深めるために各種事業を推進していきます。	集会所を拠点に、講演会、学習会等を開催し、人権意識高揚に努めます。	第一隣保館
人権教育ネットワーク推進事業 (再掲)	保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校の連携のもとに実践研究を公開、交流するとともに学校と地域で連携した取組を行い、各中学校区における人権教育の推進を図ります。	各中学校区で組織する人権教育推進協議会等や教職員で組織される松阪市人権教育研究会に委託し、中学校区を単位とした人権教育の推進やネットワークの充実を図るため、中学校区人権フォーラムや人権講演会等を実施します。	学校支援課

6 人権課題解決のための基本施策

○部落差別(同和問題)

【施 策】

- ①部落差別(同和問題)に対する正しい理解を深め、差別の現実を踏まえる中で、差別を解消するための教育・啓発を推進します。また、教育、就労などの課題解決に向けた取組を行い、地域住民の自己実現が図れる社会環境づくりを進めます。
- ②部落差別(同和問題)の解決に向け、地域、家庭、学校、職場など関係機関や関係団体等と連携しながら、差別意識の解消に向けた取組を推進します。
- ③隣保館においては、地域と一体となった「人権のまちづくり」の拠点、周辺地域を含めた地域福祉の向上や人権啓発のための施設として、人権尊重の視点を踏まえて様々な事業を展開します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
市職員人権問題研修事業 (再掲)	人権問題への認識を深め、人権感覚を身に付けさせることを目的として研修を実施します。	部落差別(同和問題)を身近な問題としてとらえ、正しい理解を深めるよう部落差別(同和問題)をテーマに市職員に対する研修を実施します。	職員課
人権啓発事業 (再掲)	市民へ人権意識を高め、法令等の理解を深めるためのさまざまな啓発行動を行います。	部落差別(同和問題)など、さまざまな人権問題を市の広報等に掲載し啓発を実施します。 また、毎年6月の人権啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて、関係機関や関係団体と連携し、街頭啓発や講演会、映画会などを実施します。	人権・多様性社会課
隣保館事業 (再掲)	人権問題への正しい理解と認識を深めるために各種事業を推進していきます。	啓発、広報活動を実施するとともに、生活上の各種相談事業や人権講演会、学習会等を実施します。	第一隣保館 第二隣保館 中原文化センター
広域隣保活動事業 (再掲)	人権問題への正しい理解と認識を深めるために各種事業を推進していきます。	人権講演会、学習会等を実施します。	第一隣保館

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
人権保育推進事業 (再掲)	それぞれの保育園等での保育の課題を明らかにして、人権保育を推進するための保育の充実を図ります。また職員研修や保護者に対する啓発活動、各関係機関等との連携を深めていきます。	松阪市人権保育基本方針に基づき「人権を大切にする心を育てる保育」「生きる力の基盤を育成する」ことを大切にしながらか人権保育行動計画を作成し、日々の保育の見直しを図ります。 また、保育士等に対する人権研修を年1回以上開催し、保護者に対する啓発活動や各関係機関等との連携を進めていきます。	こども未来課
企業人権啓発事業 (再掲)	企業内における部落差別(同和問題)についての理解と認識を深めるため、啓発活動を実施します。	部落差別(同和問題)に関する啓発冊子等の配布を市内企業に対し実施します。また、公正採用選考人権啓発チラシを商工会議所会報等に折り込みます。	商工政策課
人権教育ネットワーク推進事業 (再掲)	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の連携のもとに実践研究を公開、交流するとともに学校と地域で連携した取組を行い、各中学校区における人権教育の推進を図ります。	各中学校区で組織する人権教育推進協議会等や教職員で組織される松阪市人権教育研究会に委託し、中学校区を単位とした人権教育の推進やネットワークの充実を図るため、中学校区人権フォーラムや人権講演会等を実施します。	学校支援課

○女性の人権(ジェンダー平等)

【施 策】

- ①固定的性別役割分担意識や性差による偏見が解消されるよう、様々な機会の提供や、多様な媒体を活用した広報、啓発活動を展開します。また、学校、地域におけるあらゆる分野において、学習・情報ニーズに対応する機会の充実を図るとともに男女共同参画の視点に立った取組を推進します。
- ②市の審議会等への女性委員の登用推進など、政策・方針決定の過程において男女を問わず積極的に参画できるよう、あらゆる機会を通じて、男女共同参画に関する情報提供を行い、事業所や団体等に働きかけを行います。
- ③ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けて社会的気運の醸成を図るとともに、年齢や性別にかかわらず、それぞれの生活スタイルに対応した多様で柔軟な働き方や生き方ができるよう、長時間労働などの見直し、固定的性別役割分担意識の解消につながる意識啓発と推進に努めます。
- ④家庭生活、学校等、地域活動、防災など身近な暮らしにおける男女共同参画を推進します。
- ⑤全ての世代の健康の保持・促進のため、身体について正しい認識を持ち、病気の予防と健康増進を図るため、生涯を通じた健康管理・保持の支援をします。また、妊婦や出産に関する健康支援や家庭、地域での自立のための生活支援に取り組みます。
- ⑥配偶者等からの暴力(DV、ドメスティック・バイオレンス)等の根絶に向けた広報活動及び学習機会の提供に努めるとともに、DV等被害者への暴力に対する対策の促進に向けての取組を推進します。また、性の多様性に起因するものを含め職場等におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた広報・啓発に取り組みます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
人事管理事業	女性職員の登用及び職域の拡大を図る等、個々の強みを活かせる配置を検討していきます。	異動希望調書の提出等を利用して女性職員の意欲と能力把握に努めます。	職員課
特定事業主行動計画推進事業	仕事と家庭を両立して子育てが行うことができるよう、職員全てが本計画の趣旨を理解し、職場をあげて職員の子育てを支援するとともに、職員のニーズに即した対策を計画的に推進します。	子育て支援に関する制度を紹介、情報提供するとともに管理職を対象とした「特定事業主行動計画研修」、「イクボス研修」を実施し、子育て支援に関する制度の情報の提供及び取得しやすい職場環境づくりについて周知徹底を図ります。	職員課
市職員人権問題研修事業 (再掲)	人権問題への認識を深め、人権感覚を身に付けさせることを目的として研修を実施します。	女性の人権、男女共同参画を身近な問題としてとらえ、正しい理解を深めるよう、女性の人権、男女共同参画をテーマに市職員に対する研修を実施します。	職員課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
市民活動における男女共同参画推進事業	自治会・住民自治協議会、NPOなどの市民活動団体に対して役職者への女性の登用や各部会及び団体の諸活動へ女性の参加等が積極的になされるように働きかけます。	住民自治協議会の活動への女性の参画を促します。また、自治会連合会の事業計画の中へ、男女共同参画の推進の項目を位置づけ、地区連合会への女性参画を推進していただけるように働きかけます。	地域づくり連携課
人権啓発事業 (再掲)	市民へ人権意識を高め、法令等の理解を深めるためのさまざまな啓発行動を行います。	女性の人権など、さまざまな人権問題を市の広報等に掲載し啓発を実施します。また、毎年6月の人権啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて、関係機関や関係団体と連携し、街頭啓発や講演会、映画会などを実施します。	人権・多様性社会課
男女共同参画行政推進事業 (再掲)	男女の社会参画の促進及び機会づくりを提供するため、市民参画を支援します。また、各種事業を実施し、市民啓発を図ります。また、市の審議会等の女性委員の登用率の向上を図ります。	毎年、男女共同参画松阪フォーラム実行委員会主催による男女共同参画松阪フォーラムを開催、男女共同参画週間時の街頭啓発、企業訪問、さ・し・す・せセミナーや連携映画祭の開催、情報紙「ひまわり」の発行、および、審議会等の女性委員登用目標値35%を目指します。	人権・多様性社会課
成人保健事業	男女が互いの身体について正しい認識を持ち、病気の予防と健康増進を図るため、生涯を通じた健康管理の支援に取り組めます。	病気の予防と健康増進を図るため、健康教育、健康相談、各種健康診査を実施します。	健康づくり課
地域子育て支援拠点事業 (再掲)	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談業務を行います。	市内の子育て支援センターにおいて、遊びの場を提供するとともに、子育ての悩みについて、保育士が相談に応じます。	こども未来課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が、より収入が高く安定している正規雇用として就業することを可能にするため、就職に有利な資格の取得を支援します。	介護福祉士、医療事務等の資格取得のための講座費用の一部を助成します。	こども未来課
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の親が、より収入が高く安定している正規雇用として就業することを可能にするため、就職に有利な資格の取得を支援します。	看護師、准看護師等の資格取得のため養成機関で就学する場合に給付金を支給することで生活費の負担軽減を図ります。	こども未来課
ファミリーサポートセンター利用支援補助金	ひとり親世帯等補助対象者のファミリーサポートセンター利用を促進し、子育ての負担を軽減します。	ファミリーサポートセンターの利用料の一部を補助します。	こども未来課
母子保健事業 (再掲)	妊婦や出産、子育てに関する健康支援に取り組みます。	母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、妊産婦・乳幼児に対する健康相談・健康教育・訪問指導を実施します。	こども家庭センター
女性保護事業 (再掲)	保護が必要な女性の早期発見並びに一般女性の福祉増進及び配偶者等からの暴力の防止等を図り、関係機関と連携し、保護や自立支援を行います。	DV被害を受けた女性をはじめ、保護や支援の必要な女性の相談に応じます。また、相談員のスキルアップを図るため、各種研修会等に参加します。	こども家庭センター
子育て支援ショートステイ事業 (再掲)	緊急一時的に保護を必要とする場合等に、当該児童等を一時的に養育委託又は保護委託し、当該児童及びその家族の福祉の向上を図ります。	児童養護施設や母子生活支援施設と契約し、緊急一時的に保護が必要となった児童や家族の支援を実施します。	こども家庭センター
母子生活支援施設入所事業 (再掲)	保護者が配偶者のいない女性又はこれに準ずる事情にある女性であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護を行います。	DV被害を受けるなど保護の必要な母子を県内外の母子生活支援施設で保護します。また適切な対応を図るため、相談員や職員が研修会等に参加し、スキルアップを図ります。	こども家庭センター

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
企業人権啓発事業 (再掲)	企業内における人権や男女共同参画についての理解と認識を深めるため、啓発活動を実施します。	女性に係る人権や男女共同参画に関する研修会の開催、啓発冊子等の配布を市内企業に対し実施します。また、公正採用選考人権啓発チラシを商工会議所会報等に折り込みます。	商工政策課
農 林 水 産 業 関係者人権研修	家族的経営を行うための方針決定の場において女性の参画を高め、農業・林業・漁業の職業に従事する女性の役割・人権が大切にされる社会を目指すため、関係者の意識高揚を図ります。	農林水産業の支援に関わる関係機関・団体の職員向けの人権及び男女共同参画をテーマとした研修会への参加を呼びかけます。	農水振興課
人権教育ネットワーク推進事業 (再掲)	保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校の連携のもとに実践研究を公開、交流するとともに学校と地域で連携した取組を行い、各中学校区における人権教育の推進を図ります。	各中学校区で組織する人権教育推進協議会等や教職員で組織される松阪市人権教育研究会に委託し、中学校区を単位とした人権教育の推進やネットワークの充実を図るため、中学校区人権フォーラムや人権講演会等を実施します。	学校支援課

○子どもの人権

【施 策】

- ①学校における人権教育の中に「児童の権利に関する条約」の学習を位置づけて、その促進を図ります。また、家庭・地域への啓発のために、講演会の開催や啓発冊子の作成の取組を行います。
- ②各中学校区で実施している小・中学生対象の「人権フォーラム」の充実を図ります。また、「人権フォーラム」などの様々な人権活動に率先して参加し、人権問題に主体的に取り組んでいく生徒の育成を図るため、「子ども人権文化フェスタ」を開催します。
- ③いじめ、体罰、暴力、虐待などで子どもが苦しむことがないように、関係機関が連携して具体的かつ、迅速な対応と適切な予防策を講じる取組を進めます。
- ④虐待を受けた子どもの早期発見や適切な保護を図るために、関係機関や NPO 法人、関係団体（松阪市児童支援連絡協議会）との情報共有を図るとともに、関係機関と連携して、児童虐待の早期発見と防止に関する取組を進めます。
- ⑤地域における子育て環境の整備のため、子育てに関する相談や情報提供を充実していきます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
市職員人権問題研修事業 (再掲)	人権問題への認識を深め、人権感覚を身に付けさせることを目的として研修を実施します。	子どもの人権を身近な問題としてとらえ、正しい理解を深めるよう、子どもの人権をテーマに市職員に対する研修を実施します。	職員課
人権啓発事業 (再掲)	市民への人権意識を高め、法令等の理解を深めるために、さまざまな啓発活動を行います。	子どもの人権など、さまざまな人権問題を市の広報等に掲載し啓発を実施します。また、毎年6月の人権啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて、関係機関や関係団体と連携し、街頭啓発や講演会、映画会、人権の花運動などを実施します。	人権・多様性社会課
人権保育推進事業 (再掲)	それぞれの保育園等での保育の課題を明らかにして、人権保育を推進するための保育の充実を図ります。また職員研修や保護者に対する啓発活動、各関係機関等との連携を深めていきます。	松阪市人権保育基本方針に基づき「人権を大切にする心を育てる保育」「生きる力の基盤を育成する」ことを大切にしながらか人権保育行動計画を作成し、日々の保育の見直しを図ります。 また、保育士等に対する人権研修を年1回以上開催し、保護者に対する啓発活動や各関係機関等との連携を進めていきます。	こども未来課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
地域子育て支援拠点事業 (再掲)	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談業務を行います。	市内の子育て支援センターにおいて、遊びの場を提供するとともに、子育ての悩みについて、保育士が相談に応じます。	こども未来課
病児・病後児保育運営委託事業	保護者の子育てと就労の両立を支援するために、保育園等に通園中の児童等が、いまだ病気の回復に至らない場合又は病気の回復期にあつて、集団保育を受けることが困難な場合に一時的に預かる事業を実施します。	保育園等に通園中の児童等が、いまだ病気の回復に至らない場合又は病気の回復期にあつて、集団保育を受けることが困難な場合に、医療法に基づく医療機関が付設する総合託児施設に、一時的に保育を委託します。	こども未来課
家庭児童相談事業 (再掲)	家庭における児童の養育にかかる諸問題、身体上・精神上の障がい、しつけ、非行、虐待などの相談を行い、関係機関との連携を図ります。	家庭における諸問題を抱える市民の方の相談に相談員が応じます。また、相談内容によっては、より専門的な機関につなげていきます。	こども家庭センター
要保護児童対策事業 (再掲)	児童虐待・DV等に関し、適切な対応をするため、保健、医療、福祉、教育、地域関係機関・団体で構成するネットワークの強化を図ります。また児童虐待防止のために、啓発活動に取り組みます。	各関係機関をはじめ、地域等からの通告により、児童虐待等の早期発見・対応を図ります。松阪市児童支援連絡協議会(M. CAP)の代表者会議、事務局会議を適宜開催して、ネットワークの強化を図ります。また11月の児童虐待防止推進月間を中心にポスターやパンフレット等を掲示・配布し、啓発活動に取り組みます。	こども家庭センター
子育て支援ショートステイ事業 (再掲)	緊急一時的に保護を必要とする場合等に、当該児童等を一時的に養育委託又は保護委託し、当該児童及びその家族の福祉の向上を図ります。	児童養護施設や母子生活支援施設と契約し、緊急一時的に保護が必要となった児童や家族の支援を実施します。	こども家庭センター

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
母子生活支援施設入所事業 (再掲)	保護者が配偶者のいない女性又はこれに準ずる事情にある女性であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護を行います。	DV被害を受けるなど保護の必要な母子を県内外の母子生活支援施設で保護します。また適切な対応を図るため、相談員や職員が研修会等に参加し、スキルアップを図ります。	こども家庭センター
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に支援が必要な家庭に対して、家庭や養育環境を整え、虐待を未然に防ぐために、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	養育の支援の必要があると判断した家庭に対して、訪問員が居宅を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに育児・家事の援助を実施します。	こども家庭センター
養育支援訪問事業	子どもの養育に関し、支援が必要な家庭に対して、安定した養育が出来るように訪問支援を実施します。	養育の支援の必要があると判断した家庭に対して、保健師等による具体的な育児に関する技術的支援を実施します。	こども家庭センター
児童育成支援拠点事業	養育環境に問題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童の居場所を開設し、各関係機関へのつながりを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待防止や一時保護解除後の円滑な復帰を図ります。	家庭・学校以外の居場所が必要であると判断した児童に対して、児童の居場所を開設し、児童とその家族が抱える課題に応じて支援を包括的に提供します。	こども家庭センター
親子関係形成支援事業	子育てに難しさを感じている保護者に対して、こどもの行動の客観的な理解のしかたを学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることにより、適切な親子の関係性の構築を図ります。	講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有することにより、子育てに臨む自信を身につけられるようにします。	こども家庭センター

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
母子保健事業 (再掲)	母子保健法等に基づく母子健康管理と子育て支援事業を備えた子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠・出産・子育てに関するニーズを把握し、情報提供と相談支援します。また、地域の関係機関とのコーディネートを行います。	妊娠届け出の面接時、各母子健康相談や健康教育を通じて、相談しやすい環境をつくり、支援を必要とする場合は、支援プランの構築を行い、「松阪版ネウボラ」として途切れない支援を実施します。	こども家庭センター
育ちサポート 推進事業	心身の発達に心配がある又は障がいのある幼児に対し、保育園・幼稚園等における保育・教育を通して心身の発達を促進するために、保育士・幼稚園教諭の知識や技能習得を図り、保育・教育の資質向上に努めます。	障がい児等の保育・教育を担当する保育士・幼稚園教諭の知識・技能の習得のため、臨床心理士による各園への巡回相談及び研究会並びに専門職等による研修会を開催します。	子ども発達総合支援センター
特別支援教育 推進事業	障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育実践や生活体験等の行事を積極的に行い、特別支援教育を推進します。	特別な支援を必要とする児童生徒に学習面や生活面で教育的支援を行う「学校生活アシスタント」を配置し、適切な指導及び支援を実施します。 学校間の交流や啓発活動を推進するために、諸行事や研修会等を実施します。	学校支援課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
不登校・いじめ等対策事業 (再掲)	いじめや暴力行為等の問題行動については、児童生徒の実態を適切に把握しながら、未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、不登校については、誰もが安心してすごせる学級、学校づくりを進め、関係機関と連携しながら一人ひとりに応じた多様な学びへの支援を適切に行っていくことが求められています。 そのため、学校や地域の実態に応じて、すべての児童生徒の学びを保証するための支援体制や相談体制の充実を図るとともに、教職員の資質向上をめざした取組を推進します。	さまざまな課題を抱える児童生徒の相談に対応したり、支援を行ったりする支援員を各中学校(区)に配置し、学校等と連携して支援会議を定期的開催することで、アセスメントに基づいた適切な支援や、あらゆる状況にある児童生徒の多様な学びを支える支援体制の充実に努めます。学級満足度尺度調査(Q-U)の検査結果を、校内研修会や学年会等で情報交換し、児童生徒の理解に活用することで、課題の早期発見・早期対応に努めます。	学校支援課
人権教育ネットワーク推進事業 (再掲)	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の連携のもとに実践研究を公開、交流するとともに学校と地域で連携した取組を行い、各中学校区における人権教育の推進を図ります。	各中学校区で組織する人権教育推進協議会等や教職員で組織される松阪市人権教育研究会に委託し、中学校区を単位とした人権教育の推進やネットワークの充実を図るため、中学校区人権フォーラムや人権講演会等を実施します。	学校支援課
子どもの権利条例制定に向けての取組み	啓発活動を通じて市民意識の高揚に努め、条例制定に向けての取組みに繋げていきます。	関係各課と連携を図りながら検討していきます。	こども家庭センター 学校支援課
教育支援センター推進事業	不登校児童生徒への援助・支援を行います。 ・鈴の森教室 ・やまゆり教室	両教室において、NPO・団体等と連携し、不登校児童生徒への通室指導や教育相談、体験活動等の支援を行うとともに、特別相談会等を実施し、保護者や教職員への支援を実施します。	子ども支援研究センター

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
教育相談事業	幼児児童生徒の生活、いじめ、不登校、問題行動等について、子どもや保護者・教職員への教育相談、専門家によるカウンセリング相談を行います。	幼児児童生徒・保護者や教職員等の教育関係者に対して、電話による相談や予約による面接相談、第1,3土曜については休日教育相談を実施します。 臨床心理士、公認心理師によるカウンセラー相談(月 15 回)を実施し、より困難な課題についてカウンセリングを実施します。また、子どもに対して、プレイセラピーや箱庭療法等の心理療法を、教職員等の関係者に対して、コンサルテーションを実施します。	子ども支援研究センター
放課後児童クラブ活動事業	昼間保護者のいない家庭の児童の健全育成を図るため、地域住民の積極的な協力のもと、放課後児童クラブを設置します	市内42カ所で保護者会等の組織に補助金を交付し、保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業終了後、指導員による遊びを主とした育成指導を実施します。	生涯学習課
青少年健全育成事業	青少年の健全育成を図るため、家庭教育講座、青少年育成のつどい講演会や非行防止パトロールなどの取り組みを進めます。	行政と各地区健全育成会や関係機関・団体が連携して、子どもや保護者、学校関係者等を対象とした、家庭教育講座や子ども体験教室、青少年育成のつどい講演会の開催や非行防止パトロールなどを実施します。	生涯学習課

○高齢者の人権

【施 策】

- ①高齢者が永年培ってきた経験・知識をいかし、地域社会で活躍できるように関係機関等との連携を図り、社会参加や就労的支援の充実を図ります。
- ②住み慣れた地域で高齢者が安心して生活を送れるように、質の高い保健福祉サービスを担う人材養成や、地域での支え合い活動のための担い手を養成する取組を行います。また、施設サービスを必要とする高齢者が地域で安心して暮らせるよう社会環境の整備を進めます。
- ③高齢者虐待に対応するため、相談体制、高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議会との連携強化、市民への啓発、適切な対応のための研修の充実を図ります。また、認知症高齢者へのより良い支援のため「認知症サポーター」を養成し、さらに「チームオレンジ」による活動等で認知症を正しく理解し寄り添うまちづくりを進め、総合的な支援対策を推進します。
- ④高齢者の人権に配慮した社会環境の整備を進めるとともに、「もめんノート(松阪市版エンディングノート)」の活用や、権利擁護にかかわる相談等への対応、成年後見制度の利用促進、様々な関係機関や専門職によるネットワークを構築して本人の支援に取り組みます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
市職員人権問題研修事業 (再掲)	人権問題への認識を深め、人権感覚を身に付けさせることを目的として研修を実施します。	高齢者の人権を身近な問題としてとらえ、正しい理解を深めるよう、高齢者の人権問題をテーマに市職員に対する研修を実施します。	職員課
人権啓発事業 (再掲)	市民への人権意識を高め、法令等の理解を深めるために、さまざまな啓発活動を行います。	高齢者の人権など、さまざまな人権問題を市の広報等に掲載し啓発を実施します。また、毎年6月の人権啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて、関係機関や関係団体と連携し、街頭啓発や講演会、映画会などを実施します。	人権・多様性社会課
地域交流型一般デイサービス	過疎地において、閉じこもりがちな高齢者の方に日常生活動作訓練や教養・スポーツなどの各種サービスを行います。	デイサービスセンター等において週1回程度、日常生活動作訓練、教養・スポーツ活動などのサービスを提供します。	高齢者支援課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
緊急通報装置貸与事業	心身に障がいのある、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方に緊急通報装置を貸与し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。	急病や災害が発生した時、緊急通報装置のボタンを押すだけで緊急通報センターとの連絡ができ、迅速な救難・支援活動が実施できる装置の貸与を実施します。	高齢者支援課
高齢者在宅生活支援事業	在宅の高齢者に対して人材を派遣し庭の草取り等、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能にするとともに、自立生活を支援します。	在宅生活が持続できるよう日常生活の軽易な支援を行うため、必要な人材を派遣し、生活援助を実施します。	高齢者支援課
各種相談業務事業	高齢者に対しての各種相談業務を行います。	高齢者の生活支援や介護等について相談を受け、必要なサービスが受けられるよう、支援します。	高齢者支援課
成年後見制度利用支援事業 (再掲)	認知症高齢者・障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための成年後見制度の周知・啓発を行い、低所得の高齢者・障がい者には、成年後見制度の市長申し立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。	地域包括支援センター等との連携により、パンフレット等を利用し、市民への制度の啓発をしていきます。また、身寄りのない方には、市長申し立てを進めて行きます。	高齢者支援課 障がい福祉課
エンディングサポート事業	身寄りのない高齢者等が安心して生活が送れるよう死後事務(葬儀・納骨・施設利用料等)に関する支援を行うとともに、松阪市版エンディングノート「もめんノート」に自身の考えや思いを書き留め、今後の生活・最期に備えられるよう支援します。	ひとり暮らしで身寄りのない高齢者を対象に、高齢者支援課内に相談窓口を開設し、その相談内容により、市に登録されたエンディングサポート協力事業者等を紹介します。また、地域包括支援センター等と連携し、必要なサービスが受けられるよう支援します。また、松阪市版エンディングノート「もめんノート」の書き方講座等を実施し周知啓発します。	高齢者支援課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク事業 (再掲)	高齢者や要介護者、障がい者の尊厳を守り、高齢者等が住みながらできるよう、関係機関がネットワークを構築し、高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応・再発予防に取り組んでいきます。	ネットワークを強化し、早期に発見し、迅速かつ適切な支援につなげていきます。松阪市高齢者虐待・対応マニュアル等に基づいた適切な支援ができるよう、研修体制を強化し、地域包括支援センターや関係機関に周知をしていきます。	高齢者支援課 障がい福祉課
認知症総合支援事業 (再掲)	地域において認知症の本人と家族を支えるために、認知症の対応を行うマンパワーや拠点などの地域資源をネットワーク化し、相互に連携をしながら有効な支援体制を構築します。	認知症予防教室を開催し、啓発及び予防に努めます。専門家による物忘れ相談会の開催や認知症初期集中支援チームによる相談・訪問により、医療と連携し早期対応・支援を行います。地域では、地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員を中心に、認知症サポーターの養成、高齢者見守り声掛け訓練を行い地域の見守り体制を構築していきます。また、認知症の人やその家族を含めた地域全体での支え合う仕組みである「チームオレンジ」を構築し、認知症の人や家族の支援体制を整備していきます。 徘徊SOSネットワークまつさかの稼働により行方不明高齢者の早期発見・保護に努めます。	高齢者支援課
地域包括支援センター事業 (再掲)	包括的支援業務と呼ばれる基本4業務(総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント事業)を一体的に行います。関係機関との連携を図り、地域包括ケアの中核機関として役割を担います。	地域の高齢者やその家族の介護に関する悩みや相談に対応します。また、虐待を早期に発見したり消費者被害などに対応します。高齢者の心身の状態にあわせた介護予防教室を実施したり、暮らしやすい地域にするために様々な機関とのネットワークづくりを進めます。	高齢者支援課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
介護保険サービスの提供	要介護状態となっても、住みなれた地域で、自分らしく、できる限り自立した暮らしができるよう必要な介護サービスを提供します。	要介護状態又は要支援状態の被保険者に応じた、必要な保険給付を行います。	介護保険課
高齢者労働能力活用事業	シルバー人材センターを支援し、働くことを通じて社会参加と生きがいを求める高齢者の就労機会の確保を図ります。	国の補助金に応じた財政支援を行うことで、安定した団体運営の基盤を支えます。	商工政策課
市営住宅管理運営事業 (再掲)	高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう配慮した住宅を提供します。	高齢者世帯向住宅、老年者等単身世帯向住宅、高齢者及び身体障がい者世帯向住宅の入居者を5～6月、11～12月の年2回募集します。	住宅課
人権教育ネットワーク推進事業 (再掲)	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の連携のもとに実践研究を公開、交流するとともに学校と地域で連携した取組を行い、各中学校区における人権教育の推進を図ります。	各中学校区で組織する人権教育推進協議会等や教職員で組織される松阪市人権教育研究会に委託し、中学校区を単位とした人権教育の推進やネットワークの充実を図るため、中学校区人権フォーラムや人権講演会等を実施します。	学校支援課
生涯学習振興事業	高齢者の学習要求に応え、いきがいのある充実した生活を実現するため、高齢者学級等の学習機会の充実に努めます。	公民館事業における高齢者学級等で、高齢者の人権問題など学習会を開催します。	生涯学習課

○障がいのある人の人権

【施 策】

- ①多様な主体と連携しながら、様々な機会を通して広報・啓発に取り組むことで、障がいや障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者を支えるボランティア活動の推進を図ります。
- ②障がいを理由とする差別の解消を推進するとともに、行政や事業者による合理的配慮の提供を確実に進めることにより、すべての市民が暮らしやすい社会の創出を図ります。また、障がい者の権利や財産を守るため、障がい者に対する虐待の防止を図るとともに、権利擁護に関する支援を行います。
- ③障がいのある子どものライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、一人ひとりの特性に応じたきめ細かな療育・障がい児保育体制の充実を図ります。また、子どもたちが障がいの有無に関わらず同じ場で共に学ぶ「インクルーシブ教育」の理念を踏まえた学校の環境づくりを進めます。
- ④障がい者が地域で自立した生活を行うことができるよう、障がいの特性に応じた相談・支援体制の強化を図るとともに、障害福祉サービスの確保により、必要な支援が提供できる体制の充実に努めます。
- ⑤就労を希望する人がその人自身の希望や特性等に応じた就労の場を得られるよう、市内事業所等への働きかけなどの取組を行うなど、関係機関との連携を図りながら、障がい者の雇用を総合的に支援していきます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
市職員人権問題研修事業 (再掲)	人権問題への認識を深め、人権感覚を身に付けさせることを目的として研修を実施します。	障がいのある人の人権を身近な問題としてとらえ、正しい理解を深めるよう、障がいのある人の人権問題をテーマに市職員に対する研修を実施します。	職員課
人権啓発事業 (再掲)	市民への人権意識を高め、法令等の理解を深めるために、さまざまな啓発活動を行います。	障がいのある人の人権など、さまざまな人権問題を市の広報等に掲載し啓発を実施します。また、毎年6月の人権啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて、関係機関や関係団体と連携し、街頭啓発や講演会、映画会などを実施します。	人権・多様性社会課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
自立支援協議会事業	障がい者福祉事業の中核的協議の場として地域自立支援協議会にて、関係機関との調整、相談支援員研修会等を行います。また、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行う障がい者差別解消支援地域協議会を運営します。	障がい者(児)にかかる生活・就学・就業等事業の継続的な支援を行うための計画に基づく事業の評価と検討を行うとともに、支援者のための研修会を実施します。また、障がい者差別の解消にかかる関係機関相互の連携、情報共有と啓発等を行います。	障がい福祉課
障がい者ケア事業 (再掲)	身体障がい者や知的障がい者等、又はその家族からの相談に応じて必要な助言・指導及び支援を行います。	障がい者又は、その家族等が相談員として、身体障がい者や知的障がい者等の生活面での不安を解消するため、更生援護に関して、本人や家族等に対する相談・助言の支援を実施します。	障がい福祉課
地域活動相談支援事業 (再掲)	障がい者が地域で自立した生活をするための相談と活動の支援を行います。	障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者(児)及び保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための必要な援助等総合的な相談支援を実施します。	障がい福祉課
高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク事業 (再掲)	高齢者や介護者、障がい者の尊厳を守り、高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関がネットワークを構築し、高齢者・障がい者虐待の予防・早期発見・早期対応・再発予防に取り組んでいきます。	ネットワークを強化し、早期に発見し、迅速かつ適切な支援につなげていきます。松阪市高齢者虐待・対応マニュアル等に基づいた適切な支援ができるよう、研修体制を強化し、地域包括支援センターや関係機関に周知をしていきます。	高齢者支援課 障がい福祉課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
成年後見制度 利用支援事業 (再掲)	認知症高齢者・障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための成年後見制度の周知・啓発を行い、低所得の高齢者・障がい者には、成年後見制度の市長申し立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。	地域包括支援センター等との連携により、パンフレット等を利用し、市民への制度の啓発をしていきます。また、身寄りのない方には、市長申し立てを進めて行きます。	高齢者支援課 障がい福祉課
家庭児童相談事業 (再掲)	家庭における児童の養育にかかる諸問題、身体上・精神上の障がい、しつけ、非行、虐待などの相談を行い、関係機関との連携を図ります。	家庭における諸問題を抱える市民の方の相談に相談員が応じます。また、相談内容によっては、より専門的な機関につなげていきます。	こども家庭センター
育ちサポート 推進事業 (再掲)	心身の発達に心配がある又は障がいのある幼児に対し、保育園・幼稚園等における保育・教育を通して心身の発達を促進するために、保育士・幼稚園教諭の知識や技能習得を図り、保育・教育の資質向上に努めます。	障がい児等の保育・教育を担当する保育士・幼稚園教諭の知識・技能の習得のため、臨床心理士による各園への巡回相談及び研究会並びに専門職等による研修会を開催します。	子ども発達総合支援センター
企業人権啓発事業 (再掲)	企業内における障がい者雇用についての理解と認識を深めるため、啓発活動を実施します。	障がい者雇用に関する研修会の開催、啓発冊子等の配布を市内企業に対し実施します。また、公正採用選考人権啓発チラシを商工会議所会報等に折り込みます。	商工政策課
市営住宅管理 運営事業 (再掲)	身体に障がいのある人が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう配慮した住宅を提供します。	身体障がい者介護世帯向住宅、身体障がい者単身世帯向住宅、高齢者及び身体障がい者世帯向住宅の入居者を5～6月、11～12月の年2回募集します。	住宅課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
特別支援教育推進事業 (再掲)	障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、特別支援教育を推進します。	特別な支援を必要とする児童生徒に学習面や生活面で教育的支援を行う「学校生活アシスタント」を配置し、適切な指導及び支援を実施します。	学校支援課
人権教育ネットワーク推進事業 (再掲)	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の連携のもとに実践研究を公開、交流するとともに学校と地域で連携した取り組みを行い、各中学校区における人権教育の推進を図ります。	各中学校区で組織する人権教育推進協議会等や教職員で組織される松阪市人権教育研究会に委託し、中学校区を単位とした人権教育の推進やネットワークの充実を図るため、中学校区人権フォーラムや人権講演会等を実施します。	学校支援課
バリアフリー事業 (再掲)	すべての人が自由に移動し、安全で快適に暮らせるように、ユニバーサルデザインに基づいて、公共施設のバリアフリー化を推進します。	道路、公園や公共施設におけるトイレ、スロープ、駐車場などバリアフリー化の整備を進めます。	関係部局

○外国人住民の人権

【施 策】

- ①外国人住民との相互理解のために、歴史、文化、生活習慣についての正しい認識を深め、それぞれの生活様式を尊重し、差別や偏見をなくし、多文化共生推進の教育・啓発を推進します。
- ②外国人住民の社会生活における支援の充実について、行政・事業者・住民組織・関係団体等と連携を図り、外国人住民が様々な困難な状況で生活に支障をきたさないよう支援のしくみをつくります。また、地域内交流の促進に努めるために、松阪市多文化共生推進協議会や NPO 法人等関係団体との連携を図ります。
- ③外国人児童生徒の教育を受ける権利を保障するために、初期適応支援教育の整備と拡充に努め、各学校における外国人児童生徒教育の推進体制の確立等を図ります。また、不就学児の把握や義務教育未修了者の教育権の保障に努めます。
- ④日常生活や災害時に対応する情報の多言語化に努めるとともに、総合相談窓口の設置などに日常生活上の問題等について気軽に相談できる体制づくりの充実に取り組みます。
- ⑤外国人住民を対象にした日本語教室の取組を進めます。
- ⑥外国人の雇用問題については、ハローワークと連携し、取組を進めます。
- ⑦「松阪市外国人児童生徒の人権にかかわる教育指針」に沿った各学校における行動計画の作成に取り組みます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
ホームページ管理運営事業 (再掲)	外国人住民に情報格差を生じさせないよう、外国人住民が使いやすく、分かりやすいホームページを作成します。また、行政情報を多言語化して配信します。	全ページを英語、中国語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語に自動翻訳できるサービスを利用し、日本語と同様の情報発信を実施します。また、10言語に対応できるシステムを導入し、広報まつさかを配信します。	広報広聴課
市職員人権問題研修事業 (再掲)	人権問題への認識を深め、人権感覚を身に付けさせることを目的として研修を実施します。	外国人住民の人権を身近な問題としてとらえ、正しい理解を深めるよう、外国人住民の人権問題をテーマに市職員に対する研修を実施します。	職員課
人権啓発事業 (再掲)	市民への人権意識を高め、法令等の理解を深めるために、さまざまな啓発活動を行います。	外国住民の人権など、さまざまな人権問題を市の広報等に掲載し啓発を実施します。また、毎年6月の人権啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて、関係機関や関係団体と連携し、街頭啓発や講演会、映画会などを実施します。	人権・多様性社会課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
多文化共生推進事業 (再掲)	外国人住民と日本人が異なる文化や習慣を理解し、互いに協力し合い、差別のない多文化がいきいきと共生する松阪市をめざし、交流イベントや講演会、研修会などを行います。	交流イベントの開催や外国にルーツのある中高生の活動等を支援します。	人権・多様性社会課 学校支援課
生活オリエンテーション事業 (再掲)	外国人住民に対し、母語等により、生活全般にわたる総合窓口・相談・調整機能や市役所での通訳並びに庁内文書の翻訳を行います。	市役所1階にポルトガル語・フィリピン語通訳を配置し、外国人住民からの各種相談等の通訳を行なうとともに、市役所庁内の文書の翻訳を実施します。	人権・多様性社会課
地域国際化推進事業 (再掲)	外国人住民及び、地域の多文化共生に関連する団体・個人と連携を図り、地域国際化の発展・充実を図ります。	外国人住民及び多文化共生に関わる団体・個人との意見交換会等を開催します。 また松阪国際交流協会等の交流団体の活動を支援します。	人権・多様性社会課
外国語翻訳業務等事業 (再掲)	外国人児童の入園に伴い、児童及び保護者との通訳や保育園だより等の翻訳、電話等による相談を行います。	ポルトガル語、フィリピン語等の通訳を拠点園に配置し、外国人児童や保護者等の相談に応じます。また、各保育園の要請により通訳を派遣します。	こども未来課
企業人権啓発事業 (再掲)	企業内における人権や男女共同参画についての理解と認識を深めるため、啓発活動を実施します。	外国人に係る人権や男女共同参画に関する研修会の開催、啓発冊子等の配布を市内企業に対し実施します。また、公正採用選考人権啓発チラシを商工会議所会報等に折り込みます。	商工政策課
人権教育ネットワーク推進事業 (再掲)	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の連携のもとに実践研究を公開、交流するとともに学校と地域で連携した取組を行い、各中学校区における人権教育の推進を図ります。	各中学校区で組織する人権教育推進協議会等や教職員で組織される松阪市人権教育研究会に委託し、中学校区を単位とした人権教育の推進やネットワークの充実を図るため、中学校区人権フォーラムや人権講演会等を実施します。	学校支援課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
外国人児童生徒受入促進事業 (再掲)	松阪市全域における外国人児童生徒の学校全体での受入体制の整備を行います。 また、外国人児童生徒の小・中学校への初期適応支援や日本語学習支援及び教育上の多様な課題に取り組めます。	外国人児童生徒の在籍の多い小中学校を指定し、大学等関係機関と連携して、教育実践について協議・交流します。また、指定校における取組の全市的な共有化を図ります。 外国人児童生徒が在籍する小中学校へ母語スタッフを派遣し、適応支援及び日本語学習や教科学習の支援を行うとともに、保護者への連絡・相談等の支援を行います。 初期適応支援教室「いっば」を開設し、来日する児童生徒に対して、日本の学校生活への適応支援及び初期の日本語学習を行います。 就学前支援教室「ふたば」を開設し、来年度小学校に入学する外国につながる幼児とその保護者を対象に、小学校生活への適応支援と情報提供を行います。 進路ガイダンスを開催し、進路保障に取り組めます。 就学実態調査を行い、不就学児の把握や義務教育未修了者の教育権の保障に努めます。 外国人児童生徒及び保護者の相談窓口としてサポートデスクを開設し、相談や保護者連絡文書の翻訳を実施します。	子ども支援研究センター

○アイヌの人々の人権

【施 策】

アイヌの人々を尊重した松浦武四郎の顕彰等により、アイヌの人々が置かれてきた歴史的な経緯や独自の伝統文化を知り、多様な文化への理解を深め、尊重し、共生する意識を醸成していきます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
武四郎まつりにおけるアイヌ古式舞踊等の披露によるアイヌ文化普及啓発事業	アイヌの人々に受け継がれる伝統文化に触れるとともに、武四郎を「縁」(えにし)としたアイヌの人びとと松阪市民との交流を深め、アイヌ文化の普及・啓発に努めます。	毎年2月におこなわれる武四郎まつりにおいて、北海道内の各地域で活動されているアイヌ文化伝承団体等を招き、アイヌ古式舞踊(国指定重要無形民俗文化財)を披露していただきます。また、まつり前日には体験交流会を開催し、市民がアイヌ文化に触れる機会を作ります。	三雲地域振興局
松浦武四郎記念館特別企画展等事業	アイヌの人々の良き理解者であった松浦武四郎の「こころ」を現代に伝え、受け継いでいくために、武四郎の功績を広く伝えるとともに、市民がアイヌの人々の歴史や文化への正しい理解が得られるよう努めます。	松浦武四郎とアイヌの人々との交流やアイヌ文化を紹介する企画展示を年1回開催します。 また、講座や講演会のほか、依頼に応じて小・中・高校や公民館などへ出前講座を行うことで、アイヌの人々と深く交流した武四郎の姿を紹介します。	文化課

○インターネット・SNSによる人権侵害

【施 策】

- ①インターネットやSNS等での差別書き込みや人権侵害などの書き込みを未然に防止するため、教材の作成、学習会・講演会の開催や支援などを行い、人権教育・啓発活動を推進していきます。また、学校教育段階において、ネットワーク上のルールやマナー、人権侵害などに関する情報モラル教育を充実させていくとともに、差別書き込みに対して適切に対応できる人材を育成していきます。
- ②インターネットやSNS等で掲載された差別的な表現に対して、国や県などの関係機関と連携・協働し、削除要請に努めます。また、インターネット・SNS等の差別書き込みの実態把握や監視を行うための体制づくりを進めます。
- ③プライバシー侵害や人権侵害による被害の防止、被害者救済等のため、差別的情報の即時削除や再発・未然防止、被害者救済等について十分な措置を定めた法制度の整備を図ることを国・県に要望していきます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
市職員人権問題研修事業 (再掲)	人権問題への認識を深め、人権感覚を身に付けさせることを目的として研修を実施します。	インターネット・SNSによる人権侵害を身近な問題としてとらえ、正しい理解を深めるようインターネット・携帯サイトによる人権侵害をテーマに市職員に対する研修を実施します。	職員課
人権啓発事業 (再掲)	市民への人権意識を高め、法令等の理解を深めるために、さまざまな啓発活動を行います。また、インターネットによる差別書き込みの監視を行います。	・インターネット・SNSによる人権侵害など、さまざまな人権問題を市の広報等に掲載し啓発を実施します。また、毎年6月の人権啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて、関係機関や関係団体と連携し、街頭啓発や講演会、映画会などを実施します。 ・インターネットによる差別書き込みや人権侵害の書き込みの監視を実施します。また、差別書き込み等を発見した場合、速やかに削除要請を実施します。	人権・多様性社会課 ほか

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
情報教育の充実	スマートフォン等の普及に伴い、閉鎖的なコミュニティサイトでのトラブルが社会問題となっています。そのため、情報モラルや危険回避能力等の育成を図り、ネット社会を生き抜く力を養成します。	教職員の対応能力や指導力の向上を図るとともに、児童生徒の実態を把握し、そこから見えてきた課題の克服に向けた指導を実施します。また、保護者に対しては、ネット啓発講座を開催したり、児童生徒の実態についての情報提供を求めたり、家庭でのルールづくりを依頼したりするなど連携を強化します。	学校支援課 子ども支援 研究センター
人権教育ネットワーク推進事業 (再掲)	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の連携のもとに実践研究を公開、交流するとともに学校と地域で連携した取組を行い、各中学校区における人権教育の推進を図ります。	各中学校区で組織する人権教育推進協議会等や教職員で組織される松阪市人権教育研究会に委託し、中学校区を単位とした人権教育の推進やネットワークの充実を図るため、中学校区人権フォーラムや人権講演会等を実施します。	学校支援課

○労働者の人権

【施 策】

- ①住民の生活支援や経済支援の取組の充実を図るとともに、相談窓口を設置し、苦情に対する意見を記録し、情報公開するなどの対応を図ります。
- ②雇用の促進など関係機関や関係団体等と連携・協力し、推進していきます。
- ③労働者派遣法の抜本的改正、正規労働者と非正規労働者との均等待遇の確立、雇用保険制度の改善などの「ワーキングプア」対策の強化等を国・県に求めています。
- ④就労支援のための相談事業は、ハローワークと連携を深めています。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
隣保館事業 (再掲)	地域住民の生活支援の充実を図ります。	住民の就労対策については、ハローワークと連携し、毎月1回第一隣保館で就職相談の窓口を開設します。また、ハローワーク求人情報にて情報提供を実施します。	第一隣保館 第二隣保館 中原文化センター
生活困窮者 自立相談支援事業	経済的な困りごとや社会的孤立などの相談に支援員が寄り添い型の支援を行います。	自立支援機関が関係機関と連携し継続的な相談支援を実施し、生活困窮者の早期把握や見守りのネットワークを構築します。	保護自立支援課
生活困窮者 住居確保給付金支給事業	就労能力や就労意欲はあるにもかかわらず、離職等により経済的に困窮し、住居を失っている方、又は失うおそれのある方で、一定条件を満たす方に対して、賃貸住宅の家賃の支援給付を行うとともに就労支援を実施します。	自立支援機関がハローワーク・社会福祉協議会など関係機関と連携し、申請相談及び申請受付を行い、また、支援員による就労支援や相談支援を実施します。	保護自立支援課
雇用対策事業	ハローワークなど関係機関と連携し、就労支援を行います。	ハローワークと連携して各種就職面接会を開催します。また、労働に関する相談については労働基準監督署等へ適切につないでいきます。	商工政策課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
企業人権啓発事業 (再掲)	企業内における人権や男女共同参画についての理解と認識を深めるため、啓発活動を実施します。	労働環境等に関する研修会の開催、啓発冊子等の配布を市内企業に対し実施します。また、公正採用選考人権啓発チラシを商工会議所会報等に折り込みます。	商工政策課
教育ビジョン推進事業	中学生が職場での勤労体験を通して働くことの意義を学び、将来の自分について考えるとともに、地域の人びとと交流することにより相互理解を図ります。	中学生が地域の事業所で実際に働くことを体験します。また、事前、事後には進路ノート等を使って労働について考える機会を持ちます。	学校支援課

○性の多様性

【施 策】

研修会等の実施及び啓発活動を通じて、性の多様性に関する市民の理解を促進するとともに、パートナーシップ制度の導入等、性的少数者の方々の生きづらさの解消に努めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
人権啓発事業 (再掲)	市民への人権意識を高め、法令等の理解を深めるために、さまざまな啓発活動を行います。	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する問題など、さまざまな人権問題を市の広報等に掲載し啓発を実施します。また、毎年6月の人権啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて、関係機関や関係団体と連携し、街頭啓発や講演会、映画会などを実施します。	人権・多様性社会課
パートナーシップ制度の導入	性の多様性を認め合う社会づくりのため、市独自のパートナーシップ制度を進めます。	松阪市パートナーシップ宣誓制度要綱に基づき、取り組みを進めるとともに、パートナーシップ連携自治体間での連携を図ります。	人権・多様性社会課

○自死(自殺)をめぐる人権問題

【施 策】

- ①自死対策は、社会全体で取り組むべき問題であるため、関係機関やNPO法人、関係団体等と連携し、啓発に取り組めます。
- ②自死対策として、地域での身近な人の変化に気づき、相談機関につなぐ役割を担う人の人材養成に取り組めます。
- ③相談員の資質向上や人材育成に取り組むとともに、相談担当部局相互の連携を図ります。
- ④こころの相談や多重債務相談など各分野における相談窓口の充実を図ります。
- ⑤地域・学校・職場など心の健康づくりの推進に取り組めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
地域自死対策強化事業	誰も自死に追い込まれることのない松阪市の実現をめざして、市民に対して、自死の現状や相談機関の周知・啓発等を行います。	毎年9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間において、街頭啓発や講演会開催による市民啓発を実施します。また、地域でのメンタルパートナーの養成や人材養成の研修会及び相談窓口の充実に取り組めます。	人権・多様性社会課 関係部局 13課

○様々な人権問題

- 新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題
- 感染症患者等(HIV感染者・エイズ患者、肝炎ウイルス感染者、ハンセン病患者・元患者 その家族等)に対する人権
- 刑を終えた人・保護観察中の人の人権
- 犯罪被害者等の人権
- ホームレスの人権
- 災害と人権

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
市職員人権問題研修事業 (再掲)	人権問題への認識を深め、人権感覚を身に付けさせることを目的として研修を実施します。	さまざまな人権問題を身近な問題としてとらえ、正しい理解を深めるよう、市職員に対する研修を実施します。	職員課
人権啓発事業 (再掲)	市民への人権意識を高め、法令等の理解を深めるために、さまざまな啓発活動を行います。	・感染症患者等の人権、犯罪被害者等の人権などさまざまな人権問題を市の広報等に掲載し、広く市民啓発を実施します。また、毎年6月の人権啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて、関係機関や関係団体と連携し、街頭啓発や講演会、映画会などを実施します。 ・さまざまな人権課題や新たに発生する人権課題及び人権侵害の状況を把握し、情報収集などを行い、関係機関や関係団体等と連携し、啓発を実施します。	人権・多様性社会課
安全・安心なまちづくり推進事業	市民・事業所・関係機関が連携し、各施策について、安全・安心施策推進協議会を開催し、安全・安心なまちづくりを目指します。	市民生活の安全安心について、関係機関が連携し、安全・安心施策推進協議会をおおむね年1回以上開催し、情報共有・連携強化等、各施策を実施します。	地域安全対策課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
人権教育ネットワーク推進事業 (再掲)	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の連携のもとに実践研究を公開、交流するとともに学校と地域で連携した取組を行い、各中学校区における人権教育の推進を図ります。	各中学校区で組織する人権教育推進協議会等や教職員で組織される松阪市人権教育研究会に委託し、中学校区を単位とした人権教育の推進やネットワークの充実を図るため、中学校区人権フォーラムや人権講演会等を実施します。	学校支援課
保護観察対象者等の社会復帰のための支援	緊急的に住むところが必要となる保護観察対象者等に対して、一時的な避難場所提供の支援し保護観察対象者等の環境の向上の推進を図ります。	緊急的に住むところが必要となる保護観察対象者等に対して、有期で宿泊場所提供の支援を行います。	健康福祉総務課
	建設業者を対象に保護観察対象者等の就労支援活動の一環として、協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用の推進を図ります。	建設工事の入札参加資格者を対象に協力雇用主の登録または保護観察対象者等の雇用を条件として、資格総合点数への加算を実施します。	契約監理課
	企業に対し、更生保護についての理解と認識を深めるための啓発活動を実施します。	更生保護協力雇用主への登録依頼のための啓発チラシの配布を市内企業に対し実施します。	商工政策課
	保護観察処分少年・少年院仮退院者に一定期間就労の機会を提供し、自己のキャリア形成を支援します。	保護司会から推薦のあった保護観察処分少年・少年院仮退院者を非常勤職員希望者として登録し、雇用できる機会を提供します。	職員課
防犯対策事業	犯罪の防止及び犯罪被害者の支援を推進するため、松阪警察署ほか関係機関・団体等と連携を図り、各種広報啓発活動を実施して、地域の防犯活動支援と防犯対策の向上を目指し、安全・安心なまちづくりを推進する。	防犯啓発として、新入生への標語入り小旗の配布や一般向けリーフレット等の配布、青色回転灯装備車による防犯パトロールを実施します。また、松阪地区生活安全協会と連携し、防犯ボランティア等の支援を行い、犯罪による被害者の軽減を図ります。	地域安全対策課

事業名	事業目的・内容	実施方法	担当課
犯罪被害者日常生活支援事業	犯罪被害に直面した際、事件のショックや環境の変化などにより、犯罪被害者やその家族にかかる負担は著しいことから、犯罪被害者等を対象とした日常生活支援事業を実施することにより、犯罪被害者等の生活支援を図ります。	犯罪被害者等が外に出ることなく食事ができるよう配食サービスや、犯罪被害現場となった居室等の特殊清掃を実施することにより、犯罪被害者等の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。	地域安全対策課
ホームレス自立支援事業	路上生活からの早期の社会復帰を促進するため、勤労意欲があり、かつ心身の状態が勤労に支障がないと認められるホームレスに対して、就労や住宅確保等への助言及び相談を行います。	関係機関と連携・合同により路上生活者の寝起きしている場所などを見回り、路上生活者を発見した場合には、居住地の確保等を中心として生活全般への不安を取り除くように助言及び相談を実施していきます。	保護自立支援課
防災対策事業	地震、台風等の自然災害や有事における市民の生命及び財産を保護し、市民の安全、安心の確保を図ります。	自主防災組織、自治会及び民生委員、市社会福祉協議会等との連携を図り、要配慮者への対応を進めます。	防災対策課

Ⅲ 計画の推進

1 推進体制

人権のまちづくりに係る施策について、総合的かつ効果的に推進するため、人権施策推進本部会議及び人権啓発庁内連絡会議や関係部局との横断的な連携体制を図り、全庁的に人権施策を推進していきます。

また、国・県などの関係機関、事業所、NPO、関係団体等、多様な主体の参画・連携・協働を図りながら人権施策を推進するとともに、松阪市人権施策審議会や多様な主体と意見交換を行い、人権施策を推進していきます。

2 計画の進捗管理

この行動計画については、「現状認識」や「成果と課題」の具体化の状況を人権施策ごとに人権啓発庁内連絡会議でまとめ、松阪市人権施策審議会に対して報告するとともに、意見をお聴きし、事業の進捗状況等の確認と検証を行っていきます。

また、多様な主体との推進組織においてもさまざまな機会を活用して意見交換を行います。

松阪市人権施策審議会委員名簿（敬称略）

任期：令和6年4月27日～令和8年4月26日

	氏 名	所 属 等
1	青 木 浩 乃	松阪市第一地域包括支援センター
2	井 川 東	松阪市青少年育成市民会議
3	川 端 康 博	公益財団法人 三重県国際交流財団
4	栗 田 季 佳	三重大学教育学部 特別支援教育
5	小 出 智 巳	松阪市人権擁護委員会
6	酒 井 由 美	子育て応援プロジェクト☆パイン
7	関 口 信 人	市民公募委員
8	世 古 佳 清	松阪市障害者団体連合会
9	竹 岡 由美子	松阪市老人クラブ連合会
10	刀 根 隆 洋	連合三重松阪多気地域協議会
11	中 川 弘 文	松阪保護司会
12	野 口 あけみ	松阪市住民自治協議会連合会
13	前 田 浩	市民公募委員
14	皆 川 治 廣	中京大学法学部
15	和 田 文 剛	松阪市民生委員児童委員協議会連合会

松阪市人権施策行動計画

○発行日 2025(令和7)年3月

○発行元 松阪市

〒515-8515 松阪市殿町1340番地1

人権・多様性社会課

電 話:0598-53-4017

F A X:0598-26-4035

E-mail:jinkyo.div@city.matsusaka.mie.jp

この行動計画は、見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。